

企画競争実施の公示

令和 5 年 2 月 3 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 寺田 吉道

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 コーポレートカードの使用に関する請負契約
- (2) 業務内容 本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）本社職員が出張にかかる交通費の支払いを行う際に使用するクレジットカードの発行業務を行うものである。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 5 年 4 月 1 4 日まで
- (4) 契約期間
令和 5 年 4 月 1 5 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
(ただし、本業務期間は 6 0 か月を予定している。)

2. 参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 当機構理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号。）に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) 業務実施要領に掲げる条件を満たす者であること。
- (7) 提出書類を下記 3. (2) の期限までに提出しない者は、参加できないものとする。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒231-8315神奈川県横浜市中区本町6-50-1（横浜アイランドタワー）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本社 経理資金部会計課

電話 045-222-9049 FAX 045-222-9047

電子メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 説明書の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 本公示の日から令和5年2月20日まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和5年2月20日16時00分まで（必着）。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所

ヒアリング実施の有無 実施しない。

4. 契約者の選定 企画競争実施要領に記載のとおり

5. 参加意思確認書の無効

次の各号の1つに該当する申込は、無効とする。

- (1) 本公告に示した資格のない者
- (2) 提出書類に不備があった者
- (3) その他企画競争実施要領による

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 契約に係る情報提供の協力依頼
 - 次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。
 - ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (9) その他の詳細は説明書による。